

# 令和7年度 輸送の安全目標・計画

## 1. 前年度達成状況及び今年度目標

各部署 報告事故0件・交通事故件数を前年比50%削減に取り組みます。

### 目標総件数 9 件以下(オールサンワ)

	サンワ				大阪サンワ				静岡サンワ			
	報告事故		交通事故		報告事故		交通事故		報告事故		交通事故	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
令和6年度 (R5.10~R6.9)	0件	0件	3件	8件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	3件	8件
令和7年度 (R6.10~R7.9)	0件		4件		0件		1件		0件		4件	

※ 報告事故：自動車事故報告規則第2条に規定する事故

## 2. 教育実施計画

営業所単位で年間計画を作成し、乗務員教育や研修機関を利用した外部研修を行います。また本社部門が各営業所の実施状況を実査するとともに、進捗状況等を把握し、指導を行います。

## 3. 輸送の安全に関する投資計画 (サンワ、大阪サンワ、静岡サンワ 合計)

項目	内容	令和7年度予算
教育	安全教育費(適性診断含む)	500
	安全大会/表彰関連経費	300
設備及び機器	新規購入車輛へのデジタコ・ドラレコ・安全装置取付	1,800
	IT(遠隔)点呼用アルコールチェッカー・機器(スマホ等)購入	100
BCP	全従業員安否確認サービス加入	900

(単位:千円)

## 4. 運輸監査

安全を管理する規定・運行管理の遵守状況の確認については、社内適正化監査を各営業所2年に1回以上実施し、必要に応じて是正措置又は予防措置を講じます。

## 5. 情報の連絡体制の確立

安全品質委員会及び運輸推進委員会を毎月1回開催し、本社と営業所、営業所間で情報を共有します。また緊急時には社内緊急連絡網や安否確認システムにより、報告・対応します。

## 6. 運輸の安全に関する実施項目

- |                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| ① 安全品質委員会の開催             | 月1回               |
| ② 運輸推進委員会の開催             | 月1回               |
| ③ 全社安全大会(KYT大会・安全祭 交互開催) | 年1回               |
| ④ 無事故無違反強調月間の実施          | 年3回(年末年始, 4月, 9月) |
| ⑤ 運輸KPI監査による安全対策実施状況等の確認 | 各営業所 年1回          |
| ⑥ 各営業所全体ミーティングの開催        | 各営業所年間計画による定期開催   |
| ⑦ 事故惹起者に対する指導・是正確認       | 都度(事故発生時)         |
| ⑧ 全国交通安全運動参加             | 年4回(冬・春・夏・秋)      |

令和6年10月1日

株式会社サンワ / 大阪サンワ / 静岡サンワ  
代表取締役 安田 朗子

※ 令和7年度: 令和6年10月1日~令和7年9月30日

# 輸送の安全に関する基本的な方針

株式会社サンワ・大阪サンワ・静岡サンワは、輸送の安全が自動車運送事業者の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持・継続的な改善に努めるため、安全方針を定め、周知します。

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、事業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

2. 会社は、輸送に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCAサイクル）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、絶えず輸送の安全性向上に努めます。また輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

輸送の安全を確保するために、安全に係わる基本的な姿勢を示した「安全方針」を定め、全社員が一丸となって事故防止に努めます。

## 【安全方針】

私達は安全を最優先に考え、お客様に信頼される輸送を目指します。

\* 決められたルールを守ります。

\* お客様（顧客）を大切にすることを心掛け、「三つの基本」を守ります。

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ① 安全第一       | いつでも話題に         |
| ② KYTはサンワの憲法 | KYTの完全実施で無事故の達成 |
| ③ 挨拶         | 明るく大きな声で、相手を見て  |

令和6年10月1日

株式会社サンワ / 大阪サンワ / 静岡サンワ  
代表取締役 安田 朗子

※ 令和7年度：令和6年10月1日～令和7年9月30日

# 自動車事故報告規則 第2条に規定する事故に関する統計

株式会社 サンワ

2023年10月1日から2024年9月30日までの自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数は下記の通りです。

項目	件数
自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもの	0 件
10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0 件
死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる損害)を生じたもの	0 件
10人以上の負傷者を生じたもの	0 件
自動車の積載された全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの	0 件
自動車の積載されたコンテナが落下したもの	0 件
酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの	0 件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0 件
救護義務違反(道路交通法第117条の罪に当たる行為)があったもの	0 件
自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0 件
車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの	0 件
橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0 件
高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0 件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0 件

## 行政処分情報 (行政処分を受けた日から3年間の公表)

年月日	営業所	処分内容	是正処置
		無し	

# 自動車事故報告規則 第2条に規定する事故に関する統計

株式会社 大阪サンワ

2023年10月1日から2024年9月30日までの自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数は下記の通りです。

項目	件数
自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもの	0件
10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0件
死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる損害)を生じたもの	0件
10人以上の負傷者を生じたもの	0件
自動車の積載された全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの	0件
自動車の積載されたコンテナが落下したもの	0件
酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
救護義務違反(道路交通法第117条の罪に当たる行為)があったもの	0件
自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0件
車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの	0件
橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0件
高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件

## 行政処分情報 (行政処分を受けた日から3年間の公表)

年月日	営業所	処分内容	是正処置
		無し	

# 自動車事故報告規則 第2条に規定する事故に関する統計

株式会社 静岡サンワ

2023年10月1日から2024年9月30日までの自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数は下記の通りです。

項目	件数
自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもの	0件
10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0件
死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる損害)を生じたもの	0件
10人以上の負傷者を生じたもの	0件
自動車の積載された全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの	0件
自動車の積載されたコンテナが落下したもの	0件
酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
救護義務違反(道路交通法第117条の罪に当たる行為)があったもの	0件
自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0件
車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの	0件
橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0件
高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件

## 行政処分情報 (行政処分を受けた日から3年間の公表)

年月日	営業所	処分内容	是正処置
		無し	